

# 保育士の確保を図るための 無料のコンサルティングをうけてみませんか？

～「人材不足分野における人材確保のための雇用管理改善促進事業」モデル企業募集のご案内～

保育士の確保・定着に課題を抱えており、その解決のために魅力ある職場づくりに取り組んでいただくモデル企業（15法人）を募集します。

モデル企業になると以下のようなメリットがあります

- 「無料」で貴法人の課題に沿った職場づくりのための支援が受けられます！
- 実績のある「専門家」によるアドバイスを受けられます！

貴法人では、次のような悩みはありませんか…？

- ✓ 求人への応募がない（少ない）
- ✓ 職員がなかなか定着しない
- ✓ 復職・再就職する保育士が少ない

このようなお悩みを持つ法人に対し、専門的知識を持ったコンサルタント（社会保険労務士）が訪問して課題を分析し、改善提案や導入のための助言などを行います。



## —改善提案のイメージ例—

- 募集方法の見直し
- 短時間正社員制度による勤務体系の多様化やシフト制の工夫
- 育児短時間制度等の仕事と家庭の両立支援制度の充実
- 仕事のやりがい・達成感を感じることができる仕組みづくり（評価・等級・報償制度・権限付与など）
- 保育スキル向上のための各種研修の提案
- 人間関係マネジメントの充実（主任などによる定期的な職員ヒアリングの実施、メンター制度の導入など）
- 業務の見直し（保護者対応方法の変更、事務作業の合理化など）
- 復職促進策の工夫（円満離職者との定期的コンタクトなど）

15社限定での募集です。ぜひ応募をご検討ください！！

（応募事業所が多数の場合、課題等をふまえ、選定させていただきます）

## 「人材不足分野における人材確保のための雇用管理改善促進事業」とは

厚生労働省では、人材不足が懸念されている分野の事業主について、一定の雇用管理改善を行うことにより、人材の確保・定着の推進に繋がると考えています。

しかし事業主が人材の確保・定着に課題があると考え、職場の制度等の改革に着手したい場合でも、どのような制度を導入すればいいのか、また実際に導入したとしても、どのように運用すればいいのかわからないことも多く、雇用管理の改善を推進することができないままであることも多いのが現状です。

そこで、雇用管理上の課題を抱える事業主に対し、社会保険労務士等の専門家によるコンサルティングを実施し、雇用管理の改善を行っていただき、雇用管理制度の導入効果やノウハウ等を把握するとともに、分野ごとの特性を踏まえた効果的な雇用管理改善方策をとりまとめ、広く普及啓発していくため、本事業を実施することといたしました。

## 募集法人数/募集期間/対象施設/料金

○15 法人（予定）

○募集期間：平成 29 年 7 月 4 日（火）～8 月 31 日（木）

※ただし、15 法人が確定した時点で募集を終了します（先着順ではありません）。

○対象施設は法人が運営する保育所、認定こども園などです（1 法人につき原則 1 か所）。

○料金は無料です。

## 本事業の対象となる施設の要件

次の従業員規模の要件を満たし、以下の保育士の人材確保・定着に関する課題のうち、一つ以上抱えている施設であることが必要です。

—従業員規模—

**10人以上の従業員**が勤務していること（就業規則の届出がなされていること）

—保育士の人材確保・定着に関する課題—

- ・求人への応募がない（少ない）
- ・職員がなかなか定着しない
- ・復職・再就職する保育士が少ない

ただし、労働関係法令、その他の法令に抵触する可能性のある法人及び反社会勢力と関係がある場合は対象外とします。また、「市町村立」、「都道府県立」、「国立」その他の公の施設も対象外とさせていただきますのでご了承ください。

## 平成 27 年度・28 年度 対象事業所の感想

雇用管理について改善が必要とわかってもなかなか改善できなかった。モデル事業に参加して、外部からの助言や指導があって改善できました。

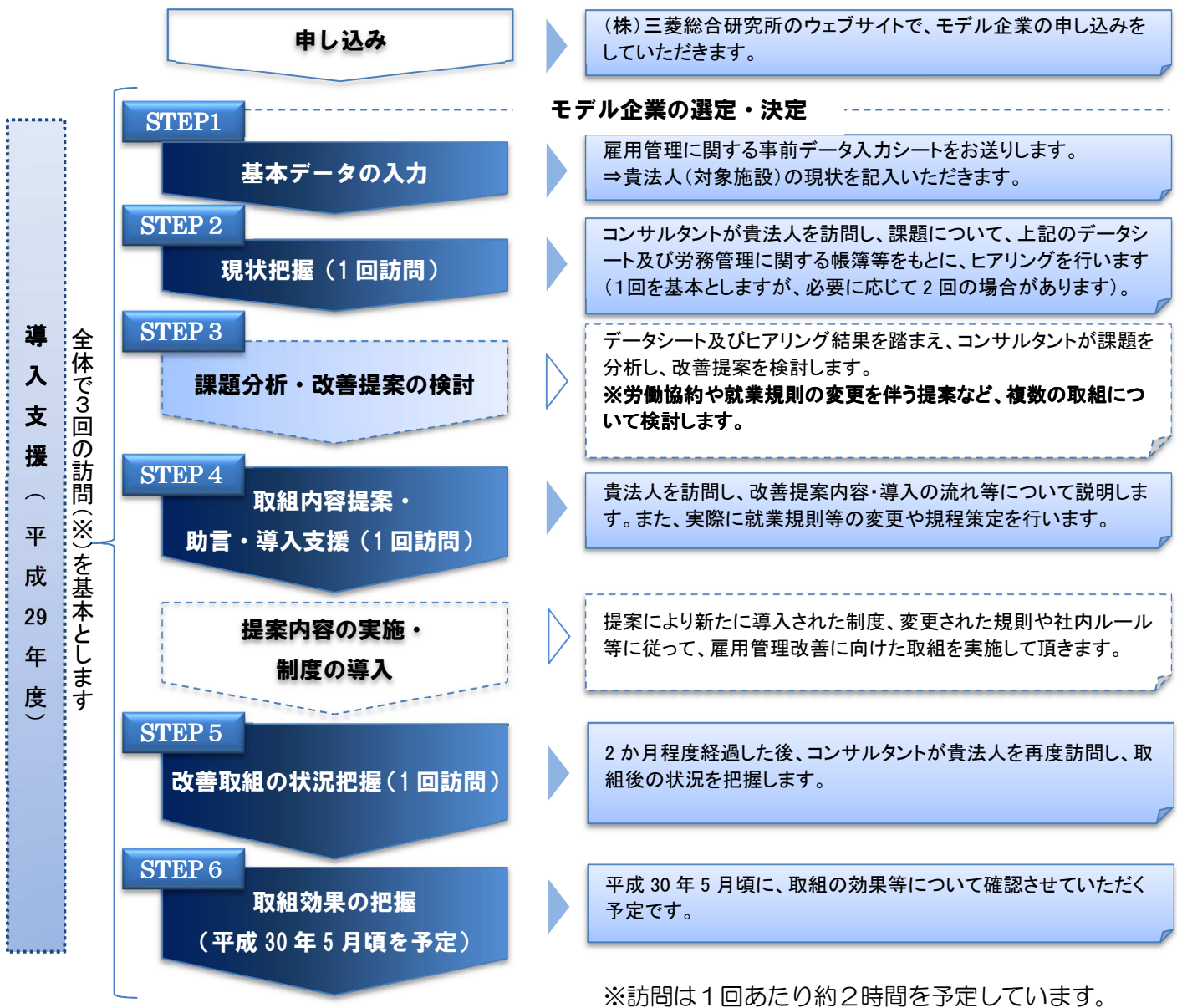
ワークライフバランスを考慮した働き方を改めて規程に盛り込むことができました。

## 本事業で実施する内容

- コンサルタントが貴法人（対象施設）を訪問し、現状把握および課題分析を行います。
- 保育士の人材確保・定着に関する取組の提案・助言・導入支援を行います。
- 一定期間後に改善取組の実施状況を把握します。

## 手順・スケジュール

～課題の分析・改善策の提案は次の手順で進めます～



## ご協力いただきたいこと

- ① コンサルタントの訪問調査（3回程度）に対し、以下の対応をお願いいたします。
  - ・人事労務担当者など、貴法人（対象施設）の雇用管理の状況を熟知しており、かつ、コンサルタントの提案する内容の実施に関して、責任を持って対応いただける方を担当者としていただくこと。とくに2回目訪問時は、事業主など当該施設の経営に責任を持つ方を含む複数名のご同席をお願いします（ただし本取組のご担当者様と同一の方であれば1名で結構です。）。
  - ・今までの雇用管理の取組状況や従業員の離職状況、労務管理に関する各種資料などのデータ提供
  - ・その他、コンサルタントの求めに応じ可能な範囲での情報開示等
- ② コンサルタントの提案した改善提案内容の確実な実施をお願いします（いくつかの改善提案のうち、原則として就業規則等の変更を伴う雇用管理改善を含め、可能な限り複数の取組を（少なくとも1つは）実施していただきます）。
- ③ 3回目の改善取組の状況把握の訪問に当たり、雇用管理制度の導入効果やノウハウ等を把握するための調査にご協力いただきます。
- ④ 貴法人における取組事例を報告書（公表資料）等に掲載させていただきます（原則として法人名は公開ですが非公開を希望される法人の応募も受け付けます。）※

※応募者が多数の場合、公開を前提としてご応募いただいた法人を優先してモデル対象企業とさせていただきます。

## 申し込み方法

下記のお申し込み専用サイトにアクセスしていただき、必要事項をご入力の上お申し込みください。

○お申し込みサイト URL:



<http://www.mri.co.jp/jinzai-kakuho2017/>



## 留意点

- 👉 本事業におけるコンサルティングでは、貴法人の社員・職員のうち、「保育士」の人材確保・定着に関する課題への対応策を検討するものです。
- 👉 課題がいくつも発見された場合、改善提案の内容はそれらの課題のうちコンサルタントが特に今行うべきと判断したいいくつかの内容となることをご了承ください（全ての課題について対応策の提案をさせていただくわけではありません）。
- 👉 本事業は対象施設における雇用管理制度等の見直しを行った上でその効果を検証することを想定しているため途中で辞退することなどがないように、応募に当たっては、施設単独ないし現場等による判断ではなく、貴法人として意思決定をした上で行ってください。

## 問い合わせ先

株式会社 三菱総合研究所 ヘルスケア・ウェルネス事業本部 ヘルスケア・ウェルネス産業グループ内  
「人材不足分野における人材確保のための雇用管理改善促進事業」事務局  
担当：中澤、杉山、川上、大橋（麻）、宮下  
電話：03-6705-6137 FAX：03-5157-2143  
e-mail：[info-jinzai-kakuho@mri.co.jp](mailto:info-jinzai-kakuho@mri.co.jp)

※誠に勝手ながら8月10日（木）～8月18日（金）は夏季休業期間のため、お問い合わせへのお返事にお時間を頂戴いたします。何卒ご容赦いただけますようお願いいたします。